資料４－２

**子ども・子育て支援新制度における「教育・保育」、「地域子育て支援事業」**

**の質の確保及び向上について**

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針概ねの（案）

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要である。

具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設（「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」をいう。）及び地域型保育事業（「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」をいう。）を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に記載する。

この他、市町村は、障がい児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

|  |
| --- |
| 〈質の確保及び向上のために実施が求められているもの〉  ○研修の充実  ○幼稚園教諭・保育士の労働環境への配慮（処遇改善を含む）  ○指導監督・評価の実施  ○障がい児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども等への配慮  ○自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善 |